

東 司 発 第 3 5 8 号
令和 4 年 1 0 月 2 4 日

法務省民事局参事官室
パブリックコメント担当 御中

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4番37号
司法書士会館2階
東京司法書士会
会長 野 中 政 志

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」（案件番号 300080278）に対する意見

当会は、標記に対して別紙のとおり意見を申し述べる。

令和4年10月24日

法務省民事局参事官室 御中

東京司法書士会
会長 野中 政志

民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案に対する意見

当会は、標記中間試案について、次のとおり意見を申し述べる。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否
民事執行の手続において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

【理由】

項目9においても提案があるとおり、執行官に対する申立てについても、IT化への障壁があるならばその点につき十分な調査検討とそれに対する対策を議論し、早期にIT化を導入すべきであると考ええる。

また、(注)についても賛成である。

本項の(注)にある「システム上のフォーマット入力的方式を検討すべき」との考え方は、民事執行に限らず、おしなべて定型化できる形式がある限り、民事訴訟、執行、保全、非訟、民事調停、労働審判、人事、家事、倒産法等の全ての分野において検討すべきである。例えば、家事事件分野における成年後見人が行う定期報告などは、「申立」行為そのものではないが、広く捉えれば裁判所に対して提出する書類であり、IT化の恩恵を十分に受け得る手続であると想定されるし、システム上のフォーマット入力的方式に馴染みやすいと考えられる。

倒産法分野も含め、国民の利便性と、裁判所における手続の簡素化にメリットのありそうな「システム上のフォーマット入力的方式」に移行しやすい手続を洗い出してみることも有用ではないかと考える。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け
ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手續において、民訴法第 132 条の 11 の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

本文の提案につき、賛成である。民事訴訟に同じく、可能な限り I T 化の手續を広く進めて社会に浸透させるべきであり、当該手續の専門家は I T 化された手續を義務化すべきである。

一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。繰り返しになるが、過度な事務的負担を免れることにつながるので、本人申立てや法人等による申立てであっても任意に利用することができるように、システム上のフォーマット入力の方法を導入するべきであると考ええる。

イ 管理人等

【甲案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者は、当該選任を受けた民事執行の手續において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(後注) 本文の考え方のほか、民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

【意見】

甲案及び乙案につき、意見を留保する。

【理由】

全国的な管理人の選任対象の状況が、弁護士や司法書士、大手不動産業者等の専門職（専門業者）あるいはそれに類した者がほとんどを占めるのか、そうではないのかの統計資料等もなく、選任状況が判然としないため、意見は保留とする。

(後注) の考え方「民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方」も検討の視野に残しつつ、全国的な管理人の選任状況や執務の実際を調査したうえで、引き続き慎重で建設的な議論に期待する。

なお、本来の I T 化の考え方の原則である民事訴訟法の改正の範囲を超えるのは、行き過ぎであると考ええる。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等（民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、民事執行の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A-1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事執行の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A-2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B-1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B-2案）、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B-3案）がある。

【意見】

A-2案に賛成する。

【理由】

「提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール」を基本とし、民事執行手続の特性を加味して柔軟に対応できるからである。また、物件の情報資料として、PDF化が困難なサイズも想定し得るからである。

ただし、鑑定や調査資料の報告様式として、システム上でのフォーマットの構築が可能なのであれば、その方式に置き換えていくことも検討してはどうかと考える。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

【理由】

本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであり、提案のとおり規律を設けることにより国民の利便性向上に資することになるので賛成する。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性向上に資するものとなること、また、裁判手続の迅速性にも資するものとなるので、裁判書及び調書等についても電子化することが相当であると考えます。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「ウェブ会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事執行手続においては手続の迅速性が求められるため、口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋について、ウェブ会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第 87 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第 187 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

審尋の期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議も利用できるようにすることが望ましい。

参考人等の審尋については、ウェブ会議や電話会議の方法で参加できるようにすることにより、移動を伴うことがなく参考人の負担を軽減できることから賛成である。

(3) 売却決定期日及び配当期日

（前注）ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記 5 のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

（注）ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

多数当事者の関与もあり得ることを想定すると、電話会議方式での参加には手続の正確性、確実な訴訟指揮の点で不安が残るからである。

なお、(前注)につき、売却決定期日及び配当期日を廃止することには反対である。事務的なものではあっても、いずれも債権者、債務者にとって影響の大きい手続であり、手続を利用する者、それに関与する者(関与せざるを得ない者)も含め、関係当事者に対する適正・公平な手続への信頼性への担保も必要であると考ええる。

(4)財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) 申立人のウェブ会議(又は電話会議)による手続参加を認めるに当たり、関係人(申立人及び債務者(開示義務者))の一方又は双方)の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

【意見】

甲案に賛成する。

(注)につき、反対する。

【理由】

申立人の関与については、社会的な手続の正確性や公平性への担保の要請は、上記(3)の場合ほどには大きくないと考えられるからである。

また、財産開示期日についても、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の選択肢は残しておくべきであり、裁判所の適切な判断のもとで利用の可否を考えることが望ましい。

関係人(とりわけ開示義務者である債務者)の意見を聴くことを要件とすることになると、迅速性が損なわれるだけでなく、その者の意図のもとに手続が混乱するおそれがある。期日への参加方法は手続の本質部分ではないので、関係人の意見を聴くことを要件とすることに反対する。

イ 債務者(開示義務者)のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者(開示義務者)が財産について陳述をすることができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。
- a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
 - b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
 - c 申立人に異議がない場合
- ② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。
- (注) 本文とは別に、本文イ① b の事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。
- (後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

【意見】

本文につき、反対する。

【理由】

財産開示期日における債務者の陳述は、当該手続において、特に債権者にとっては重要度の高い期日であるため、手続の利便性に傾き過ぎると、本来、手続に期待されていた効果が薄弱になる可能性がある。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
 - ② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をする。
 - ③ ①において意見陳述期間及び売却決定の日を指定した場合には、当該売却決定の日に売却の許可又は不許可の決定をするが、当該決定に対する執行抗告期間は、民執法第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。
- (注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第 36 条、第 37 条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

【意見】

本文につき、反対する。

【理由】

今回の民事執行手続の改正の主目的は手続のIT化であるが、期日を開かない手続を認めるか否かについては実体的な部分の検討が必要になると思われる。今回の改正では、ウェブ会議や電話会議の導入に留めておき、実務の運用状況を踏まえた上で、改めて検討するべきである。

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定することができる。
- ② 民執法第 85 条第 1 項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第 85 条第 1 項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。
- ④ 配当異議の申出は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、①において異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

(後注) 本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方がある。

【意見】

本文及び(後注)につき、反対する。

【理由】

本来であれば、本中間試案は、民事裁判手続のIT化から派生して、関連する手続においてIT化の利益を国民に享受させるための法改正の検討のはずである。

したがって、直接的に、手続のIT化に関連していない改正事項は、本試案において含めるべきではないと考える。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執法第 17 条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 一定の債権者（例えば、配当要求をした債権者）も、(注1)②の当事者

と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

民執法第 17 条の規律を維持しながら、利便性を高めることになるので賛成する。

(注 2) に規定する「一定の債権者」は、その基準を一義的に明確に定める必要がある。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第 109 条から第 109 条の 4 までの規定を準用するものとする。

(注) 本文の考え方を基礎とした上で、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

民事訴訟法と同様に、電磁的記録の送達について、いわゆるシステム送達を利用することは、手續の迅速化や国民の利便性に資するものであると考える。また、申立債権者や第三債務者の利益等（とりわけ利便性）に配慮すべきことは当然であるので、これらの点を踏まえてよりよい制度設計となるように検討を続けるべきである。

(2) 公示送達

民事執行の手續における公示送達について、民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

(後注) 民事執行の手續における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方がある。

【意見】

本文及び(後注)につき、賛成する。

【理由】

公示送達について、民事訴訟と同じく裁判所に設置する端末で閲覧することができる制度を導入することについて、賛成する。(後注)についても同様である。

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出する

こととされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

【意見】

本文及び（注）につき、賛成する。

【理由】

手続がIT化されたことによって、利用する国民の側においても、手続を実施する裁判所においても、利便性がある。

裁判手続のIT化後は本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になるわけであるから、執行裁判所において債務名義の内容を容易に確認することができるようになると思われる。また、現行の実務で債務名義の再度付与や数通付与を受ける必要がある場合などには、そのような煩雑な手続が不要になるわけであるから、利用者の利便性も高まる。このような観点から、債務名義を証明する文書の提出を不要とする方向で検討すべきである。

（注）の提案についても、同様に、裁判を証する文書の提出を不要とする方向で検討すべきである。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

【甲案】

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

【乙案】

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、単純執行文の付与を必要とするものとする。

（注） 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

【意見】

甲案に賛成する。

（注）につき、賛成する。

【理由】

裁判手続のIT化後は、本訴の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になるわけであるから、執行裁判所において当該債務名義に執行力があるか否かは容易に確認することができるようになると思われる。一方、現在の実務では、執行文付与の手続のために時間を要しており、迅速性を阻害する要因となっている。このような観点から、単純執行文は廃止の方向で検討すべきであり、甲案に賛同する。

債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合は、執行可否の判断は、本案の判決を付した裁判所書記官がすべきであり、従来通り単純執行文の付与を必要とするとしておくべきである。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、特殊執行文の付与を必要とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

特殊執行文の付与については、実体的な判断を伴うため、この判断まで執行裁判所にさせることはかなりの負担になる。したがって、現行の制度の残さざるを得ないと考える。

9 執行官と民事執行の手続の I T 化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様に I T 化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記 1 及び 2）と同様とするものとする。

【意見】

本文及び（注）につき、賛成する。

【理由】

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続についても、裁判所が執行機関となる民事執行手続と執行方法以外の手続に関する部分については何ら異なるところはない。したがって、I T 化をすることが国民の利便性に資するものとする。

(注) の提案についても、裁判所が執行機関となる執行手続と別に考える理由はないので、同様の規律を設けるべきである。

10 その他

(注 1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、I T を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注 2) 費用額確定処分等の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注 3) 民執法第 91 条第 1 項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策（例えば、供託から一定期間が経過した際には裁判所から債権者に対して状況を届け出るよう催告することとし、届出がないときは供託を終了して他の債権者に配当等を実施する制度の導入等）について検討すべきとの考え方があ

(注 4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

【意見】

賛成する。

【理由】

（注1）及び（注2）につき、特に反対する理由はない。

（注3）につき、終了手続未実施の配当留保供託が長期間において存続していることは、大きな問題である。適切な方策を今後講じるべきである。

（注4）につき、裁判官と書記官の間における適正な事務分配は、永続的で安定的な制度の運営に必要不可欠であるから、時間をかけて十分な調査、検討を行うべきであると考えます。なお、書記官に極端に比重が重くのしかかるような事務分配は避けなければならない。

第2 民事保全

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第 132 条の 10 の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と別にする理由はない。なお、「システム上のフォーマット入力的方式を検討」し、より国民の利用の利便性のあるシステムとするべきことは、民事執行における意見と同じである。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手續において、民訴法第 132 条の 11 の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、保全事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。

なお、「システム上のフォーマット入力的方式を検討」し、より国民の利用の利便性のあるシステムとするべきことは、民事執行における意見と同じである。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、民事保全の手續の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事保全の手續の特性を考慮

し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

【意見】

A-2案に賛成する。

【理由】

民事保全手続の特性(疎明、書証の提出(規則14条関係)を加味して柔軟に対応ができ、保全決定に対する不服申立てを含め閲覧謄写の需要等)から、電子化の例外について、民事訴訟法と別の定めを置くことは妥当である。

B-1案及びB-2案については、提案される内容の射程について明確な考えが示されておらず、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲、一定の基準に絞るという考えは、電子化をしないことを原則として、電子化することを例外とする扱いであるから、民事保全手続のIT化の観点からふさわしくない。

B-3案については、電子化の基準を裁判所以外の外的要因に電子化の判断を委ねることになり、事実上電子化を放棄していることになるので規律としてふさわしくない。また、当事者に電子化のイニシアチブを与えることにも特に利点を見出すことはできない。

以上から、裁判所の側でより柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、(2)の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進する中での現実的な規律ではないかと考える。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 133 条の 3 第 2 項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の 閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

②のただし書にA—2案を採用した前提で本文につき、賛成する。

(注)につき、賛成する。

【理由】

本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書および裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に変えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第 87 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事保全手続においては手続の迅速性が求められるため、口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋について、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。

(2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第 87 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができる

ものとする。

② 参考人等の審尋について、民訴法第 187 条第 3 項及び第 4 項の規定を 準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。同時に、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事保全手続においては手続の迅速性が求められるため、口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋について、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。

(3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、民保法第 23 条第 4 項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

仮の地位を定める仮処分申立事件においては、申立人（債権者）と債務者の利害が精神的にも鋭く対立しているケースが相応に想定されるところである。電話会議方式による参加では、法廷の秩序維持にも困難が生じるおそれがあるので、提案の範囲にとどめるべきではないかと考える。

また、保全命令に対する各不服申立ては、当事者対等の手続を保障するため現行法の規律になったとされることから、本改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は、専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、意見のとおりとすべきである。

(4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

保全異議、保全取消し及び保全抗告のいずれも、保全命令が発令された後の不服申立の手段であり、電話会議の方式の利用を認めることは、当事者の利便性と専ら音声によるやりとりに限られるデメリットを比較したときに、当事者の利便性の方を重視することで得られる利益が大きいと考える。また、手続上の混乱は生じにくいと考えられる。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

本文及び（注）につき、賛成する。

【理由】

本文について、ただし書以下は現行法と同様であり、民事保全手続の特性に配慮した規定ぶりであると考えられるため、本文の提案のとおりとするのが相当である。

利害関係については疎明では足りず証明を要すると解されていることからすれば、利害関係を有する者の閲覧等の具体的方法として、（注）のとおり、閲覧等の手段を現行法より拡張したとしても相当性を失うものではないと考えられる。

6 送達

（1）電磁的記録の送達

民事保全の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

(2) 公示送達

民事保全の手續における公示送達について、民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

7 その他

(注 1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

(注 2) 費用額確定処分申立ての期限について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

(注 3) 保全執行に関する手續については民事執行の手續と同様にIT化するものとする。

(注 4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面(民保法第 37 条第 1 項)については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を發せられた債権者による提出を不要とするものとする。

(注 5) 和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする(現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。)

(注 6) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

【意見】

賛成する。

なお、オンライン手續には、通信環境やシステムの不具合があった場合には連絡や確認が一切取れなくなるという欠点がある。その場合の対処方法については、規則等で整理し、制定されることを期待する。

【理由】

特に反対する理由はない。

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

【意見】

賛成する。

なお、申立においては、単に紙媒体の申請書を電子データ化するのではなく、特に数値が大きな意味を持つ債権者一覧表などは、エクセル形式とすることが考えられる。また、事件の分類的にシステム上のフォーマット方式の入力に非常に馴染む分野であるので、手続上IT化によるメリットが生かされる型式とするべきである。

【理由】

インターネットを用いた申立て等の義務化に関わらず、当事者がIT化の利便性を享受できるようにすべきである。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟手続と同じ規律でよいと考える。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（後注）本文の考え方のほか、債権届出については、破産手続において自認債権制度（民事再生法第101条第3項参照）を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

【意見】

本文及び（後注）につき、賛成する。

【理由】

破産申立の多くがインターネットを用いてされることになると考えられることから、破産管財人等もインターネットを用いた申立等を義務付けなければ本改正の目的を達成できないと考えられる。

(3)破産管財人と債権届出

【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

破産管財人への届出は、債権の時効完成猶予の時期の特定に困難を生じることになる。債権届出がインターネットで行われるようになり、届出状況を裁判所と破産管財人がいつでもインターネットで確認できるのであれば、届出先をどちらにするかという問題はなくなるはずであり、インターネットを用いた債権届出に誘導するような工夫をするべきである。体制が整うまでは運用に委ねることによいと思われる。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(2)提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係

人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

【意見】

A-2案に賛成する。

【理由】

破産事件においても、民事訴訟と同様のルールを用いることを除外する必要があるとまでは言えないので、A案に賛成する。しかしながら、破産手続等の特性を考慮すると中には柔軟な対応が必要な場面もあろうと考えるので、2案を採用し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用することに賛成する。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

さらに一部のプライバシー情報は閲覧等の制限申立を待つまでもなく、秘匿事項扱いとするべきである。

【理由】

破産事件では閲覧等の制限がされるべき資料が少なからずあると思われる。それは消費者個人の破産でも同様である。

個人破産の場合は、破産者本人だけでなく家族の氏名や勤務先、収入などの記載を求める陳述書の提出が一般的であり、世帯全員の本籍地記載の住民票の提出は必須である。これらのプライバシー情報は閲覧に供する必要性に乏しいことから、上記陳述書の一部や住民票、家族の収入資料などは最初から閲覧等が制限される秘匿事項として扱うべきである。

イ 破産法特有のルール

【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第 12 条第 1 項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる支障部分についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

破産法 12 条に定める支障部分に該当する情報は存在すると思われ、その当該情報の記載がある資料の管理方法につき定めておくべきである。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等の電子データ化は I T 化の基本である。電子データでの保存がされていない事件についても、電子データ化されるべきである。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第 87 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

ウェブ会議の導入は民事訴訟手続においても導入されることになっており、破産手続で除外する理由はない。

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第 87 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第 187 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

ウェブ会議の導入は民事訴訟手続においても導入されることになっており、破産手続で除外する理由はない。また、電話会議を除外する理由もないと思われる。

ただし、個人の破産事件において対面による審尋は、破産者にとって緊張を強いられる場面であり、これが再発防止に一定程度効果を上げている側面もあると思われる、対面による審尋も引き続き活用していくべきである。

(3) 債権調査期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。
 - ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。
- (注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

【意見】

本文につき、賛成する。

(注) につき、反対する。

【理由】

当事者、特に破産債権者は管轄裁判所から遠方にいることも予想されるので、ウェブ会議の導入は当事者にとってメリットが大きい。

(注) について、ウェブ会議の導入が当事者にとってメリットが大きいことは確かであるが、破産管財人には、破産法に定められた権限と義務が課されており、破産管財人がその職務を行う上で、債権調査期日を出頭して行う方が適していると判断する場合も十分にありうるので、破産管財人からの意見聴取を義務付ける必要がある。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第 11 条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この 5 において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

② 破産法第 11 条第 4 項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

（注 1） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注 2） 一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）も、（注 1）②の申立人等と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

（注 3） （注 1）の①及び（注 2）の考え方とは別に、裁判所外端末を用いて閲覧等をすることができるのは申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限定するものとするべきとの考え方がある。

【意見】

本文及び（注 3）につき、賛成する。

【理由】

裁判所外端末を用いた閲覧ができる者が増えれば、個人破産者であった場合、その個人情報流出のおそれは高まるので、閲覧ができるものはできるだけ限定されることが望ましい。

そこで、（注 3）の考え方とおおり、個人の破産者のプライバシー保護という観点から、利害関係人には裁判所外端末を用いての閲覧を認めるべきではないと考える。この点については、秘匿事項の取扱いや、破産法 12 条による対処である程度の解決が可能な問題であるが、閲覧制限は申立が必要であり提出後直ちに閲覧制限がされるわけではない。

現状、個人破産事件で利害関係人による閲覧請求はあまり数が多いと思われないが、閲覧が裁判所外端末で可能となると請求が増加する可能性もあることから、破産者やその家族などのプライバシー情報が容易に入手できる手段ともなり得る。プライバシー保護の必要性和閲覧の機会の確保を比較衡量すると、利害関係人については、裁判所設置端末での閲覧に限ることが望ましい。

6 送達

（前注） 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第 109 条から第 109 条の 4 までの規定を準用するものとする。

【意見】

本文及び（前注）につき、賛成する。

【理由】

民事訴訟手続と同様でよいが、同一の金融機関が異なる事件で債権者として関わることの多い破産事件の特性を踏まえて、あらかじめ電磁的記録の送達のシステムが利用できるような工夫を検討するべきである。

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟手続と同様でよいと考える。

7 公告

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、（官報への掲載に加えて、）裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない（甲案のような特段の規律は設けない）ものとする。

（注 1） 破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

（注 2） 個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとの考え方があるが、他方で、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえて、裁判所外において公示しないこととするなどの見直しに慎重な考え方もある。

（説明）

（注 2）につき、現在は、官報に掲載をして公告をしていることに関し、裁判所外において公示しない（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとする）など、その公告を見直すべきとの指摘があったので、記載をしているが、他方で、公告の効果や意義を踏まえると、裁判所外において公示しないことには慎重な意見もあるため、これも記載している。

【意見】

甲案、乙案及び（注 1）ともに反対する。

（注 2）の個人破産者につき、公告の在り方を見直すという考えに賛成する。

【理由】

甲案、乙案ともに、個人破産を含めた全てについて官報公告の対象とすることを前提としている。また、（注 1）は裁判所のウェブサイトに掲載されることにより、破

産者の個人情報悪意のある者が簡単に流布させることができることにつながるからである。

以下に述べるとおり、個人破産について官報公告を行うことは、破産者に過度な不利益をもたらすことにつながりかねない。

(注2)につき、現在の官報(公告)がウェブサイトで閲覧できることと合わせて、個人の破産者を過酷な環境に陥らせる「破産者マップ」なるものが容易に作成できてしまう現在の環境は問題である。一方で、破産手続等における公告の効果や意義も軽視できない。裁判所外において公示しないことや、個人破産者の公告を廃止することのほか、例えば官報公告におけるウェブサイトにおける閲覧から個人破産者を除くなどの方策も含めて、再度、慎重な検討、議論を望む。個人破産者が、健全に、経済的に再生できる途を議論していただきたい。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

【意見】

賛成する。

【理由】

(注1)につき、積極的IT化に支障はない。

(注2)につき、民事訴訟手続と同様でよい。

(注3)につき、特に反対する理由はない。

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

（説明）

部会資料10の（注）は、削除している。なお、破産管財人のインターネットの利用の義務化の議論は、再生手続においては、管財人にあてはるものと考えられる。破産管財人と債権届出の議論は、直接的には、再生手続においては管財人にあてはまるが、再生債務者については、現在の実務を踏まえて、別途の検討が問題になると思われる。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

これらの手続についてIT化しない理由はない。

なお、個人再生手続における個人再生委員については、扱う規模が異なり、再生債務者も消費者であることが多いため、通常の民事再生とは更に別途の検討が必要と思われる。

第5 非訟事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

非訟事件手續においては、既に民訴法第132条の10第1項から第5項までの規定が準用されていることから、民事訴訟法と別にする理由はない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

非訟事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、非訟事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。

イ 非訟事件の手續において裁判所から選任された者

【甲案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する非訟事件の手續においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

非訟事件に関しては、裁判所が選任する者の種類は多く、その中には弁護士や司法書士のような法律専門職能ではない者が選任されることも十分に想定される。

裁判所から選任された者が法律専門職能のみであるのであれば、インターネット申立てを義務化することも考えられるが、法律専門職以外の者が選任される可能性もある以上、裁判所から選任された者について、インターネット申立て等を義務付けるこ

とは相当でない。

ただし、法律専門職以外が任意にインターネット申立て等を行いやすいようなシステムの開発は必要である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、非訟事件の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、非訟事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

【意見】

A-2案に賛成する。

ただし、民事に関する紛争を取り扱う事件については、極力全ての事件を電子化すべきである。

【理由】

非訟事件手続は様々な類型が存在し、対立構造にある事件類型とそうでない事件類型が存在し、当事者にとって事件記録の電子化のメリットが大きいものとそうでないものが存在する。また、提出書類についても電子化の負担が大きい一方、その電子化のメリットが小さいものが存在する。これらについて、電子化の例外の規定として明確な基準を設けることは困難であると考えられる。将来的には全ての事件について電子化を目指すことが望ましいが、電子化の過渡期においては、裁判所の側でより柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、(2)の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進する上で、実現可能性の高い規律ではないかと考える。ただし、民事に関する紛争を取り扱う事件については、民事訴訟手続と同様に全ての事件記録を電子化する運用とすることが相当である。

B-1案及びB-2案については、提案される内容の射程について明確な考えが示

されておらず、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲、一定の基準に絞るという考えは、電子化をしないことを原則として、電子化することを例外とする扱いであるから、非訟事件手続のIT化の観点からふさわしくないように思われる。

B-3案については、電子化の基準を裁判所以外の外的要因に電子化の判断を委ねることになり、事実上電子化を放棄していることになるので規律としてふさわしくない。また、当事者にイニシアチブを与えることにも特に利点を見出すことはできない。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

【意見】

②のただし書に前項のA-2案を採用した前提で本文につき、賛成する。

【理由】

本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。

イ 非訟法特有のルール

【甲案】

非訟事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

(注)につき、賛成する。

【理由】

非訟事件手続においては、民事訴訟手続と異なり、職権探知主義の下、裁判所により資料が収集されるケースもあるところ、その資料の閲覧が当事者又は第三者にとって一般的に秘匿されるべき情報であることが想定される。秘匿価値の高い資料で閲覧の対象としない資料については電子化の対象外とするのが相当である。

そして、非訟事件手続法において取り扱う事件は、その性質上、秘匿しておく必要のある情報や、公開されたくないであろう事情が含まれていることが多く予想される。

また、民事訴訟手続においても一定の秘匿価値のある資料については紙で保存する規定が定められているため、非訟事件手続法第 32 条 3 項に該当するようなケースでは、紙の資料等で保存するなど、情報流出に一定の配慮を行うことが相当と考えらえる。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当である。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

非訟事件の手続は、その性質上、効力の及ぶ範囲が広いため、当事者の意見も聞きつつ、裁判所が柔軟に運用できる定め方は、好ましいと考える。

また、非訟事件の手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続の I T 化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によ

って、専門委員に非訟法第 33 条第 1 項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べるができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるができるものとする。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

非訟事件の手續においては、手續の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手續の I T 化に伴い、専門委員のウェブ又は音声による期日参加についても遠隔地要件を削除することは相当である。

5 和解調書の送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

改正民訴法 267 条の第 2 項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、本提案の 5 については、非訟事件手續における和解調書も当事者に送達することが妥当なのではないかと考える。

また、非訟事件手續法第 65 条に基づく和解を記載した調書は、確定した終局決定と同一の効力を有するものである以上、民事訴訟手續と同様に、当事者に必ず送達するものとすべきである。

6 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第 32 条第 1 項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この 6 において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注 1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をする

ことができる。

(注2) 当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる((注1)②)ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(事前の許可を可能とする)との考え方がある。

(注3) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型(借地非訟事件など)や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

【意見】

本文につき、賛成する。

(注1)につき、賛成する。

(注2)につき、反対する。

(注3)につき、賛成する。

【理由】

非訟事件手続における事件記録の閲覧には裁判所の許可が原則とされているところ、電子化された事件記録の閲覧についても同様に裁判所の許可を条件に電磁的方法による閲覧を認めることが相当である。

(注1)の閲覧の具体的な方法については、当事者、利害関係人ともに民事訴訟手続と同様とするのが相当である。

(注2)については、電磁的記録方法により閲覧する場合に、謄写申請をしないということは考えにくいし、仮に申請者の作業ミスで謄写したデータが消失してしまったのであれば、その旨を示して再度、許可申立にかからせてもさほど大きな不利益にはならないのではないかと考えられるからである。

なお、再度の許可申立がなされた場合の、判断の事務分配を、裁判官と書記官とで適切に分配するのも方法ではないかと考える。

(注3)の非訟事件手続において、極力、提携作業的な規定は共通化し、事件累計によって個々の強弱の規制の調整が必要なものについては、個別の規定を設けるべきであり、事件記録の閲覧に裁判所の許可を要しない事件類型については、その事件の性質上、民事訴訟同様の私人間の権利義務関係に関する紛争であり、公益性等への配慮への必要性が低いと考えられるため、民事訴訟同様の閲覧方法を認めるのが相当と考える。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をする

ことができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

自己の提出した書面等及び裁判書等については、その記録の閲覧に裁判所の許可を条件とする必要性が認められないので、本文の提案のとおりとすることが相当である。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第 109 条から第 109 条の 4 までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

非訟事件の手續における公示送達について、民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

8 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

公示催告事件についての公告については、本文の提案のとおりとする方が、閲覧希望者の便宜にかなうものとなるため相当である。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

公示催告事件についての公告については、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとの規律は設けないものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

ただし、甲案を採用する場合、非訟事件手続法 102 条 2 項の規律を維持すべきかどうか検討が必要である。

【理由】

公示催告の公告の趣旨が利害関係人の権利の届出又は権利を争う旨の申述を行う機会の確保であることに鑑みて、裁判手続の I T 化に伴い、裁判所のウェブサイトを利用して、利害関係人の権利行使の機会を確保することは重要であるため、【甲案】が相当である。一方、裁判所のウェブサイトを利用して公告を行った上で、日刊新聞紙に掲載して公告を命じることができるとする非訟事件手続法 102 条 2 項の規律は相当でないとも考えられるため、同法 102 条 2 項の規律は排除することも考えられる。

9 その他

(注 1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、I T を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注 2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注 3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考えがある。

【意見】

賛成する。

【理由】

特に反対する理由はない。

第6 民事調停

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手續において裁判所に対して行う申立て等については、(非訟法を準用することにより) 民訴法第 132 条の 10 の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手續において、(非訟法を準用することにより) 民訴法第 132 条の 11 の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、民事調停事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事調停手續は民事の紛争を取り扱う以上、民事訴訟手續同様全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であり、非訟事件手續と別の定めを置くことは妥当であると考えられる。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第 132 条の 12 及び第 132 条の 13 と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイル

に記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあつた営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあつた場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があつた閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 133 条の 3 第 2 項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあつた営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の 閲覧等の制限の決定があつた閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

【理由】

本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のと通りの規律を設けることは問題ないとする。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手續の迅速性にも資するので、電子化することが相当であるとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事調停手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。

5 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

甲案に賛成する。

(注)につき、賛成する。

【理由】

民事調停手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとするべきである。

また、改正民訴法267条の第2項において、和解調書等について「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されており、その改正に鑑みると、本提案の5（民事調停における調停調書）についても当事者に送達することが妥当ではないかと考える。

(注)については、予納郵券の組合せを考慮して予納する手間を省くことになり、当事者の利便性を向上させることにつながる。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由は特段考えられない。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手続における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事調停手続についても民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用して、当事者の秘密を保護する必要性は変わらないため、本文の提案のとおりとすることは妥当である。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事調停の手続における電磁的記録の送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事調停の手続における公示送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(注4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

【意見】

賛成する。

【理由】

いずれについても、特に反対する理由はない。

第7 労働審判

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由はない。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人は、インターネットによる訴訟手続を義務化されている者であるから、労働審判手続においてもインターネットによる申立ての義務化は当然であると考えられる。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

労働審判手続は民事の紛争を取り扱う以上、民事訴訟手続と同様に全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であり、非訟事件手続と別の定めを置くことは妥当であると考えられる。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁

判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 133 条の 3 第 2 項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

本文及び（注）につき、賛成する。

【理由】

本文の提案と（注）の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当であると考えられる。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

(注) 労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記 8 で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている（民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議

を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとして参考人等の審尋（民訴法第 187 条第 3 項及び第 4 項参照）は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。）。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

労働審判手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続の I T 化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。

5 調停調書等の送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

労働審判手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとするべきである。

また、改正民訴法 267 条の第 2 項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、本提案の 5 については、調停調書も、審判書に代わる調書も、当事者に送達することが妥当すると考えられる。

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

労働審判については口頭告知が行われた場合、告知の時点で効力が生じる以上、審

判書に代わる調書については、必ずしも送達を必要としないと考えられる。審判書に代わる調書については、裁判所での柔軟な対応により調書を送達又は送付することが、手続利用者の便宜に資するものと考えられる。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第 26 条第 1 項 の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この 6 において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を、設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由は特段考えられない。

7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第 109 条から第 109 条の 4 までの規定を準用するものとする。

（注） 労働審判手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟法と扱いを別にする理由は特段考えられない。

8 その他

（注 1） ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、IT を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（注 2） 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

（注 3） 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所

書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

【意見】

賛成する。

【理由】

特に反対する理由はない。

第8 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしななければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしななければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面へ出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資すると同時に、秘密情報に関する適切な手当がなされていると考える。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項については、当該事項の閲覧等を行うことにより、次に掲げるおそれがあると認められる場合において、裁判所が特に必要があると認めるときは、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ
- ② 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ
- ③ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、事実の調査に係る電子化された訴訟記録については、閲覧等を行うことにより、本文の甲案の①から③までに掲げるおそれがあると認められる場合にも、裁判所が必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

人事訴訟の手続における特性に配慮して、特に秘匿性が高く、みだりに閲覧された場合に不利益の大きなケースを、個別の申出による対応はできるものの、特にそれらを包括的に記録しない旨のルールの制定は、秘匿性を維持すべき情報の管理の体制の構築の仕方として好ましいものとする。未成年の子の健全な精神の発達を阻害するような、子の利益を害するような閲覧等があってはならないのであって、そのための方策はとっておくべきでと考える。

また、事実の調査に関する書面は、非常にセンシティブな内容を含むものであり、記録として容易に閲覧できることについては何らかの措置が必要と考える。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

人事訴訟に関する手続において裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規律を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事

項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、人事訴訟が民事訴訟の一種であること改正民訴法187条にも鑑みると、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資することにつながる。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

電話会議には、ウェブ会議よりも更に時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。他の事件類型でも、電話会議での当事者からの意見聴取はなされているが、特段問題なく運用されていると感じている。

確かにウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、本文甲案の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による審問を否定するほどの理由はないと考える。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせることもできるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

(注)につき、反対する。

【理由】

電話会議には、ウェブ会議よりも更に時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。

確かにウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、本文の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による方法を否定するほどの理由はないと考える。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第 267 条第 2 項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

【理由】

手続の結果である調書は、通常は当事者が送達を希望するケースが多いと思われるところ、当事者の送達の申請があってはじめて送達される現行のルールは迂遠である。

(注)にて手数料についての手当もされており、本文の提案は、手続の迅速に資すると考える。

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録(事実調査部分を除く。)の閲覧等

人事訴訟の電子化された訴訟記録(事実調査部分を除く。)の閲覧等に関し、民訴法第 91 条の 2 及び第 91 条の 3 の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。

② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写(ダウンロード)、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の請求の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができる。

② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

本文及び（注）につき、反対する。

【理由】

人事訴訟が民事訴訟の一種であることから、提案の基本的な方向性（民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、①及び②のような規定を設けること）にも理解ができるが、一方で人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考えると民事訴訟におけるのと同内容の規律に服させるには躊躇がある。

裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質などのバランスをとる方法を再考すべきである。

（2）事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記載されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この（2）において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

（注1）電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（（注1）②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

（注1）及び（注2）につき、反対する。

【理由】

本文の内容は、現行の取扱いを維持するものであり、特段反対する理由はない。

(注1) 及び(注2)については、人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考えると民事訴訟におけるそれと同内容の規律に服させるには躊躇もある。

裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質、等々、諸々のバランスをとる方法を再考すべきと考える。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする考え方があ

【意見】

本文及び(注1)につき、賛成する。

【理由】

自身で内容を知っているものの閲覧に許可を求めるのは無駄であり、本文の提案は、手続の迅速に資する。

なお、(注2)につき、閲覧させるべきでなかった資料が閲覧対象となってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないように、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事訴訟と異なる規律とする理由は見当たらない。

第9 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第 132 条の 10 の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

【意見】

本文及び(注)につき、賛成する。

【理由】

本文につき、提案内容は、今般の改正が目指す手續の I T 化の促進に資する。

(注)につき、申立書の形式として定型化しやすい分野については、極力、フォーマット入力的方式を採用し、あるいは選択できるようにしておくことが国民の裁判手續の利用の利便性に資すると考えられるところ、家事事件の分野について、こと申立に際しては、別表第一、別表第二いずれの事件も定型化しやすいと考えられる。

本分野（家事事件手續法）は、一般市民が、代理人を依頼せず利用することの需要も多い分野であるので、フォーマット入力的方式については、早期の開発、導入を望む。

なお、インターネットを用いてする申立の方式については、フォーマット入力的方式を導入した場合であっても、その方式のみに限定することなく、たとえば P D F ファイルを添付する等の方式をも残し、並列で準備し、利用者側で選択できるようにしておくべきである。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

家事事件の手續において、民訴法第 132 条の 11 の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手續において裁判所から選任された者

【甲案】

家事事件の手續において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手續においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

家事事件の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

アにつき、賛成する。

イにつき、乙案に賛成する。

【理由】

アにつき、この提案は、今般の改正が目指す手續の I T 化の促進に資する。

イにつき、仮に義務化するとすれば、改正民事訴訟法で代理人として義務化対象である弁護士、司法書士に限るべきと考えるが、本文の提案では、そのような限定は一切なされていない。例えば後見分野では親族や市民後見人が選任されるケースも相当数あり、また、平成31年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議でも、最高裁の意見として、「後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族らを後見人に選任することが望ましい」と述べられており、専門職でない親族後見人の役割が大きくなっていくことが期待される。このような状況で、裁判所から選任された者に対して一律に申立て等をインターネットを用いてすることを義務付ける甲案は、選任時、選任後の健全な制度運用、ひいては制度発展の観点から、妥当ではないと考える。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

【乙案】

全ての家事事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があったときは、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするとの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

- ① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)
- ② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)アの電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

【意見】

本文につき、甲-2案に賛成する。

【理由】

乙案をベースにすると、様々な当事者の意向に左右され、手続が安定しないおそれがある。そこで、IT化、電子化することにより手続を利用する国民の側にメリットが存するものは、極力、そのメリットを享受すべきであると考えからである。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。

イ 家事法特有のルール

【甲案】

家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがある当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることが不適當とする特別の事情がある事項

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

身分事項を扱う家事事件は、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比してその記録内容はセンシティブな内容を含むものである。また、事案によっては未成年の子の精神に重大な影響を及ぼすようなこともあり得る。家事事件手続に特有の事情に配慮した体制の構築が必要である。その取扱いについて民事訴訟と異なるものとするには理由があると考ええる。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第 58 条第 3 項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

(1) につき、賛成する。

その上で、裁判所の選任にかかる者が事件継続中に行う各種申立てについては、その者の申立てにより、審判書が電磁的記録により作成されることを希望するか、現実の書面により作成されることを希望するか、あるいは両方の方式を希望するかの選択の途を設けることを提案する。

【理由】

成年後見人等が行う「居住用不動産の処分許可の申立て」につき、売買の実務の現場においては、一般の第三者が関係者に登場するため、完全電子化では対応に苦慮することが予想されるからである。

しかし、一方で、許可審判書が電磁的記録で交付されれば、売却に伴う所有権移転登記の申請の実務においては、不動産登記のオンライン申請への利用が可能であり、将来的な、登記の完全オンライン化にも資することが予想される。

そのため、上記のような規律の検討を、提案する次第である。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

【意見】

アにつき、賛成する。

イにつき、乙案及び(注)に賛成する。

【理由】

アの提案は、手続のIT化のメリットの最も大きなところである。

イにつき、当事者に立会権がある審問期日についてまで、電話会議を認めることには抵抗がある。ただ、当事者双方に異議がなければ責問権の放棄の状態に近くなるので、裁判所の訴訟指揮として電話会議を認めることに問題はなくなると考える。

(2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

【理由】

電話会議には、ウェブ会議よりも更に時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議の方法によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2

項（同法第 258 条第 1 項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

（注 1）本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

（注 2）ウェブ会議又は電話会議の方法を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

【意見】

本文につき、賛成する。

高齢者・障害者を審判対象者として面接調査などを行う場合には、ウェブ会議等の方式については謙抑的な運用とすべきであると考ええる。

【理由】

電話会議には、ウェブ会議よりも更に時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。

ただし、コロナ禍において明らかになってきたことであるが、高齢者・障害者は、例えばウェブ等の画面越しの面接では、現在のことだと認識できない場合も多くあるからである。審判の対象である者の障害特性や認知機能につき最大限配慮し、場合によってはオンライン手続の対象外とすべきことも含めて、細やかな基準、指針の検討が必要であるからである。

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、手続の迅速化に資する。

6 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならない

ものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

全ての調書が債務名義となるわけではないため、迅速性、利便性等に鑑み、柔軟に方法を選択できることが望ましいと考えられる。

7 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7で「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

(注3) (注1)の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者及び審判を受ける者となるべき者のみに限るとすべきとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

(注1)につき、①に反対する。

(注2)につき、賛成する。

ただし、一定の範囲を定めた将来の閲覧許可の方法については、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規定面、運用

面双方での適切な在り方が設計されるべきである。

(注3)につき、賛成する。

【理由】

本文につき、家事事件手続法第47条第1項及び第254条第1項の規定を基軸にIT化を図るということであるからである。

(注1)①につき、身分事項を扱う家事事件では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、記録の中にセンシティブな内容が含まれることが極めて多くなると思われる。手続IT化後の記録の公開の在り方につき、民事訴訟とは差をつけるべきと考える。

(注2)のうち、一定の範囲を定めた将来の閲覧許可では、後々、閲覧を許可すべきでなかった資料が閲覧許可の範囲内に入ってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないよう、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。

また、家事事件の特性に合致する範囲の定め方を、今一度、慎重に議論するよう求めたい。手続の利便性に傾倒しすぎた結果、秘匿したい個人情報の保護が弱まれば、国民の側に家事事件手続の利用自体を躊躇させる要因となりかねない。

(注3)につき、(注1)の理由に同じである。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

【意見】

本文及び(注1)につき、賛成する。

【理由】

自身で内容を知っているものの閲覧に許可を求めるのは無駄であり、本文の提案は、

手続の迅速に資する。

なお、(注2)につき、閲覧させるべきでなかった資料が閲覧対象となってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないように、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注1) 家事事件の手続において裁判所が行う公告の方法を見直し、裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(後注2) (後注1)を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所に設置された端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

【意見】

本文につき、賛成する。

(後注2)につき、「裁判所のウェブサイトに掲載する方法」の付加は、条文上の義務ではなく、「当事者の申立」を要件とすべきである。

【理由】

特段、民事訴訟と異なる扱いとする理由は見当たらない。ただし、(後注1)(後注2)につき、身分事項を扱う家事事件では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、情報の取扱いを慎重にすべきと思われ、公示内容及び要件については検討いただきたい。

9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限を裁判所書記官の権限とする見直

しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。

第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

この提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。

第11 その他

（注） 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第1から第10までの規律を踏まえて、IT化を検討する。

【意見】

賛成する。

【理由】

（注）の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。